

西尾市契約規則（昭和39年西尾市規則第29号）第5条第1項及び第20条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度に市が発注する工事、設計・測量・建設コンサルタントの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和3年12月1日

西尾市長 中村 健

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日からさかのぼって審査基準日が1年7月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業の登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者
- (7) 西尾市が指定する国税、県税及び市税が未納である者
- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に未加入の者。ただし、適用除外である者は、この限りではない。

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

(1) 申請の方法

ア 登録申請をしようとする者は、インターネットを利用してあいち電子調達共同システム（CALS/EC）のホームページにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入

かし、送信しなければならない。

イ 申請に使用できる文字は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準とする。

申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、可能な他の漢字等に置き換えて申請を行うこと。

ウ 申請にあたり各要領に示した別送書類を提出すること。別送書類は必要事項を入力した申請書フォームを送信した後、直ちに指定される宛先に郵送しなければならない。別送書類（各種証明書）は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請書提出時からさかのぼって 3 月以内のものとする。

（2）受付期間

ア 定時受付

令和 4 年 1 月 4 日（火）から令和 4 年 2 月 1 5 日（火）まで
平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前 8 時から午後 8 時まで

イ 随時受付

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 3 1 日（水）まで
平日（日曜日及び土曜日、祝日、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）
の午前 8 時から午後 8 時まで

（3）別送書類の提出期間

ア 定時受付

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により送信した日から 7 日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和 4 年 2 月 2 2 日（火）必着）

イ 随時受付

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により送信した日から 7 日以内必着

（4）申請要領

ア 令和 4・5 年度 西尾市入札参加資格審査申請要領【建設工事】

イ 令和 4・5 年度 西尾市入札参加資格審査申請要領【設計・測量・建設コンサルタント等業務】

3 入札参加者の資格

（1）工事の契約に係る入札に参加できる者は、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の結果により算出される総合数値を勘案し決定する。

（2）設計・測量・コンサルタントの契約に係る入札に参加できる者は、経営事項及び資格諸事項等を勘案し決定する。

4 資格の有効期間及び更新手続

（1）競争入札参加資格の有効期間

ア 定時受付の場合 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

イ 随時受付の場合 入札参加資格審査申請月の翌々月の 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入

札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1) の有効期間の更新を希望する者は、令和4年度以降に令和5年度及び令和6年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

5 変更等の申請

入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により変更申請しなければならない。

6 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (8) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

8 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

9 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和4年度及び令和5年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、従前の例による。
- (4) 要綱における管理自治体・代表審査自治体（建設工事）、代表審査自治体（設計・測量等）が審査し受理した場合は、本市も審査したものとして取り扱う。
- (5) 経常共同企業体は、担当者の指示に従うこと。
- (6) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、西尾市土地開発公社が発注する建設工事及び設計・測量・コンサルタントの契約に関する競争入札においても利用するものとする。